

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則

変更後	変更前
<p>第17条（発生記録の請求の方法等）</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日（発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日）を経過した日から10年後の応当日までの日とする。</p>	<p>第17条（発生記録の請求の方法等）</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1万円以上100億円未満とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日を経過した日から10年後の応当日までの日とする。</p>
<p>第19条（譲渡記録の請求の方法等）</p> <p>3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日（当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間</p> <p>5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日（当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前以後を除く。）でなければならない。</p>	<p>第19条（譲渡記録の請求の方法等）</p> <p>3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間</p> <p>5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日前以後を除く。）でなければならない。</p>
<p>第27条（保証記録の請求の方法等）</p> <p>3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日（譲渡保証記録については、当社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前日から支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p>	<p>第27条（保証記録の請求の方法等）</p> <p>3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日前の日から支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p>
<p>第29条（分割記録の請求の方法等）</p> <p>2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日（当社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日）前の日以後</p> <p>4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。</p> <p>5 規程第36条第4項第2号に規定する分割記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 規程第36条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録</p> <p>二 発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が100万を超えることとなる分割記録</p>	<p>第29条（分割記録の請求の方法等）</p> <p>2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日前の日以後</p> <p>4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、1万円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。</p> <p>5 規程第36条第4項第2号に規定する事項は、同条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。</p>
<p>第45条（支払不能情報）</p> <p>二⑦ 規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正） （施行期日）第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。</p>	<p>第45条（支払不能情報）</p> <p>二⑦ 業務規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日</p> <p>（新設）</p>

でんさいのご利用の際の留意事項について

変更後			変更前		
項目	ご注意くださいこと	利用規定等の記載	項目	ご注意くださいこと	利用規定等の記載
8. でんさい（*4）の発生 （手形の振出に相当）	<p>(1) でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。</p> <p>(2) でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して3銀行営業日（債権者請求方式は7銀行営業日）経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。</p>	利用規定第25条、第26条 業務規程第30条 業務規程細則第17条	8. でんさい（*4）の発生 （手形の振出に相当）	<p>(1) でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。</p> <p>(2) でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して7銀行営業日経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。</p>	利用規定第25条、第26条 業務規程第30条 業務規程細則第17条
11. でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日（ 記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日 ）の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）	利用規定第26条、第28条 業務規程第26条 業務規程細則第23条	11. でんさいの取消等	でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）	利用規定第26条、第28条 業務規程第26条 業務規程細則第23条
13. 記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 （注）例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 3銀行営業日 前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。）	業務規程細則第17条、第19条、第21条、第23条、第27条、第29条	13. 記録請求の制限期間	でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 （注）例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 7銀行営業日 前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。）	業務規程細則第17条、第19条、第21条、第23条、第27条、第29条

P. 7 【ご参考2：支払期日前後の記録の制限】

1. 発生記録請求（請求者：債権者）**3銀行営業日前まで可能**

1. 発生記録請求（請求者：債権者）**7銀行営業日前まで可能**

2. 譲渡記録請求 **3銀行営業日前まで可能**

2. 譲渡記録請求 **3銀行営業日前まで可能**

3. 分割記録請求 **3銀行営業日前まで可能**

3. 分割記録請求 **3銀行営業日前まで可能**

4. 保証記録請求（譲渡保証） **3銀行営業日前まで可能**

4. 保証記録請求（単独保証） **7銀行営業日前まで可能**

関西みらい銀行 電子記録債権 利用規定

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程

変更後	変更前
<p style="text-align: right;">2023年1月10日</p> <p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 第26条 (発生記録に関する手続) 5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りとします。 (1) 債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日(記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします。</p>	<p style="text-align: right;">2019年7月8日</p> <p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 第26条 (発生記録に関する手続) 5. 発生記録請求に異議がある場合の手続は、以下の通りとします。 (1) 債務者請求方式の場合、利用者は、当該でんさいの債権者として、第3項の通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による発生記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、債権者が単独で予約を否認することができるものとします</p>
<p>第28条 (譲渡記録に関する手続) 5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日(記録日を含め当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。</p>	<p>第28条 (譲渡記録に関する手続) 5. 利用者は、第3項の当該でんさいの譲受人として、当該通知を受領した場合は、その通知または開示請求により内容の確認を行い、内容に異議等がある場合には、「でんさいネット業務規程」に基づき、記録日を含め5銀行営業日以内に、当社を通じ、でんさいネットに対し当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができるものとします。また、予約による譲渡記録においては、電子記録指定日が到来するまでの期間は、譲受人が単独で予約を否認することができるものとします。</p>

変更前	変更後
<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。 一 発生記録 二 譲渡記録 三 譲渡保証記録 2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日(電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日)まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。</p>	<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。 一 発生記録 二 譲渡記録 三 譲渡保証記録 2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。</p>
<p>(分割記録) 第36条 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に限りすることができる。 2 前項に規定する利用者が、分割記録の請求をする場合には、業務規程細則で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない。 3 分割記録の請求は、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。 一 分割をする旨 二 原債権記録の記録番号 三 分割債権記録に記録されるでんさいについて債務者が支払うべき債権金額 4 その他業務規程細則で定める事項 4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができる。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする分割記録 二 その他業務規程細則で定める分割記録</p>	<p>(分割記録) 第36条 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者に限りすることができる。 2 前項に規定する利用者が、分割記録の請求をする場合には、業務規程細則で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない。 3 分割記録の請求は、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。 一 分割をする旨 二 原債権記録の記録番号 三 分割債権記録に記録されるでんさいについて債務者が支払うべき債権金額 4 その他業務規程細則で定める事項 4 利用者は、次に掲げる事項を内容とする分割記録の請求をすることができない。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする旨 二 その他業務規程細則で定める事項</p>
<p><u>附則(西暦2023年1月10日改正)</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</p>	<p><u>(新設)</u></p>